

# NEC「AIエージェント17人」型の無人組織が今後の企業知財業務に及ぼす影響

## エグゼクティブサマリー

調査時点：2026年8月11日（日本時間）

NECは2026年8月10日、部門長から社員までの役割をAIが担う「コーポレートAI・Workforce部門」を8月1日付で新設したと正式発表した。組織は「AI部門長—AIボード（CxO）—AIマネージャー—AI社員」の4階層で、AIが実務を遂行しつつ、**最終的な評価・意思決定・品質・ガバナンスは人間が担う**設計である。7月の社内実証では、経営分析、シミュレーション、リスク予兆検知をAIが一貫して処理し、所要時間を約7分の1、すなわち約86%減らしたとしている。<sup>1</sup>

日本経済新聞はこの取り組みを「AIエージェント『17人』で新部署」と報じている。一方、NECの公式発表本文は固定人数を強調せず、**業務ニーズに応じてAI社員を生成し、ジョブディスクリプションに基づいて役割を任命する動的な組織**として説明している。このため、本報告でいう「17人」は発足時点を示す報道上の表現と扱い、恒久的な定員17体という前提は置かない。<sup>2</sup>

このモデルが企業知財に与える最大の変化は、「知財担当者がAIを個別ツールとして使う」段階から、**AIエージェント群が案件を受け取り、調査・起案・検証・管理・エスカレーションを連続的に実行する“デジタル知財部員”モデル**への移行である。特に、発明届の整理、先行技術調査、出願ドラフト、拒絶理由通知の一次分析、期限・年金管理、ポートフォリオ分析、契約条項抽出・比較、ライセンス交渉準備、侵害調査の証拠整理などは、エージェント化との親和性が高い。USPTO自身もAIによる先行技術検索を実運用・実証しており、2026年には特許適格性評価を支援するagentic AIまで公表していることから、AIによる知財ワークフロー支援は既に概念実証の域を越え始めている。<sup>3</sup>

ただし、「自動化率」と「人間を外してよい割合」は同義ではない。法務タスクのランダム化比較試験では、GPT-4利用によって処理速度は大きく改善した一方、法的分析の品質向上は小さく一貫しなかった。さらに、2023～24年世代の一般向けLLMを米国判例について試験した研究では、検証可能な法律質問に対する幻覚が少なくとも58%生じた。後者の数値を現在の企業向けRAG・エージェントへ直接外挿することはできないが、**知財では「もっともらしい誤り」が速度向上を相殺し得る**という重要な警告である。<sup>4</sup>

したがって、企業知財での最適解は「無人知財部」ではなく、当面は **Human-on-the-loop / Human-in-the-loop型の知財AI Workforce** である。本報告では、定型・可逆的な処理はエージェントへ委譲し、出願・放棄、クレーム確定、侵害・非侵害判断、無効性判断、警告状、ライセンス条件、紛争対応など不可逆性または法的リスクの高い行為には人間による明示的承認を置くことを推奨する。これはNEC自身が採用する「AIが遂行、人が最終判断・統制」という構造とも一致する。<sup>5</sup>

本調査に基づく総合評価は以下のとおりである。

| 必須調査項目     | 要点                                                                        | 主な根拠                                            | 企業知財への影響度 | 推奨対応                                                            |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| NEC発表の事実確認 | AIだけで構成する4階層部門を8月1日に新設。AIが実務、人が最終統制。7月実証で対象業務時間を約1/7                      | NEC公式、ITmedia、日経報道 <sup>6</sup>                 | 高         | 単なるチャット導入ではなく「AI職務・権限・管理者」を含む組織設計として評価する                        |
| 知財プロセスへの適用 | 調査、起案、管理、契約、分析は広範にエージェント化可能。最終法的判断は人間管理が必要                                | JPO、USPTO、EPO、法務AI研究 <sup>7</sup>               | 高         | 業務をタスク単位に分解し、AI実行・AI検証・人間承認の三層化を行う                              |
| 効率化・自動化    | NEC実証は約86%短縮。一般的文書業務RCTでは40%時間短縮。知財では検証負荷を考慮し、工程別15～80%程度の人手時間削減を仮説レンジとする | NEC、Science掲載RCT <sup>8</sup>                   | 高         | 導入前後のhuman touch time、リードタイム、手戻り率を測定し、FTE削減ではなく「戦略業務への再配分」をKPI化 |
| 知財法務・ガバナンス | 幻覚、機密・個人情報、無権限実行、発明者性、非弁・弁理士業務、証拠再現性が主要論点                                 | 法律、PPC、JPO、学術研究 <sup>9</sup>                    | 高         | リスク階層化、権限最小化、出典検証、完全ログ、不可逆行為の人間承認を必須化                           |
| 組織・人材      | 定型処理中心の職務から、例外処理、検証、戦略、交渉、AI統制へ職務重心が移る                                    | 厚労省、NEC <sup>10</sup>                           | 高         | IP×AI二重専門性を育成。職務・評価制度変更時は労使コミュニケーションを先行                         |
| 競争・市場      | AIエージェントを内製資本化できる企業とできない企業の知財処理能力差が拡大。外部専門家は「作業提供」から「判断・検証・知識製品提供」へ       | NEC、SoftBank、Fujitsu、A&O Shearman <sup>11</sup> | 高         | 特許事務所・ベンダー契約を工数単価中心から品質・データ・AI連携・成果中心へ再設計                       |
| 国内外事例・学術   | 日本企業、特許庁、法律事務所、欧米特許庁のいずれも「AI支援→エージェント化」方向                                 | NEC、JPO、USPTO、EPO、A&O、学術RCT <sup>12</sup>       | 高         | 一社の成功例を外挿せず、業務別ベンチマークと継続評価を行う                                   |
| 実務ロードマップ   | まず低リスク業務と基盤・ガバナンス、その後end-to-endワークフロー、最後にAI組織化                            | NECの実装構造、AI事業者ガイドライン等 <sup>13</sup>             | 高         | 0～6か月、6～18か月、18～36か月のゲート方式で拡張                                   |

結論を一文で述べれば、NECの意味は「AIが知財担当者を置き換える」ことよりも、「企業がAIエージェントを人員と同じように職務・権限・品質・コスト・評価の対象として管理する時代に入った」ことにある。知財部門にとって最重要の競争力は、生成AIそのものではなく、①信頼できる知財データ、②再利用可能な判断基準・ノウハウ、③エージェントの権限統制、④人間による高品質な検証、⑤それらを組織として蓄積する仕組みになると考えられる。これはNECがAIコスト、品質、リスク、トレーサビリティを「AI統合マネジメントコックピット」で管理し、個人ではなく組織にAIの知見を蓄積するとした考え方からの本報告の推論である。 <sup>14</sup>

## 調査範囲・事実確認と評価方法

NECの一次資料によれば、「コーポレートAI・Workforce部門」の設置日は**2026年8月1日**、公表日は**2026年8月10日**である。4階層それぞれにAIを配置し、AI部門長は全体の稼働状況、リードタイム、AIコスト、品質、リスクアラート等を把握する。AIボードは週次で審議し、AI組織内部で解決可能な改善を自律実行する。AIマネージャーはAI社員の品質、状態、トークン使用量等を管理し、AI社員は具体的な実務を遂行する。人間側の経営層は最終的な監督・評価を担う。 <sup>15</sup>

NECは、AI社員にパーパス、行動規範、社内規定等を組み込むオンボーディングを行い、不足するデータ、権限、ナレッジ、コンテキストがあればAI側から人間へ改善要求を出す運用を説明している。これは、AIエージェントを「プロンプトを受けるソフトウェア」ではなく、**職務定義、教育、評価、上司、予算、アクセス権、エスカレーション経路を持つデジタル労働力として管理する考え方**である。 <sup>16</sup>

NECの別紙に示された組織図とコックピットは、AI活動を単に実行させるだけでなく、稼働状況、リードタイム、品質、AIコスト、リスクアラートを可視化する構造を示している。 <sup>17</sup>

「17人」については注意が必要である。日経の公式SNS見出しでは「AIエージェント『17人』」とされる一方、NEC一次資料は「業務ニーズに応じてAI社員を生成」するとしている。したがって、**17は発足時の構成を示す可能性が高いが、将来の固定人数・最大人数は未指定**である。 <sup>2</sup>

また、NECが実際にどの基盤モデルを使っているか、各エージェントがどの社内システムへの権限レベルで接続しているか、実証で処理した案件件数、品質指標、エラー率、人間によるレビュー時間、導入・運用費用、17エージェントそれぞれの完全な職務定義については、今回確認した公式資料では**未指定**である。よって「時間が7分の1」という結果を、そのまま知財部門全体の生産性向上率とみなすことはできない。NECが公表した測定対象は経営分析・シミュレーション・リスク予兆検知である。 <sup>18</sup>

NECはこの仕組みを約10万人規模の自社グループを「クライアントゼロ」とした実証と位置づけ、その方法論・基盤・運用ノウハウをBluStellarの下で外部提供するとしている。そのため、今回の新部署は社内効率化だけでなく、**AI組織運営そのものを商用化するためのリファレンスモデル**という側面を持つ。 <sup>19</sup>

主要報道との整合性も高い。ITmediaは8月10日、AI部門長、AIボード、AIマネージャー、AI社員の4階層、ニーズに応じたAI社員生成、一元管理、リアルタイム可視化、1か月の実証、対象業務時間約7分の1という主要事項を報じている。したがって、少なくとも発表日、組織設置日、4階層構造、人間による最終統制、実証結果について、NEC一次資料と主要日本語IT報道との間に重要な不整合は確認できない。 <sup>1</sup>

**本報告の明示的な仮定**は以下のとおりである。第一に、「企業知財業務」は事業会社の知財部・法務部・R&D部門が行う国内外の特許を中心とし、商標、意匠、著作権、営業秘密、契約・紛争支援も含む。第二に、後述する効率化率はNECの知財部門で実測された数字ではなく、NEC実証、法務・文書業務の学術研究、現在の知財AI技術を基にした**シナリオ推定**である。第三に、人員削減を前提とせず、削減された作業時間を高付加価値業務へ再配分できる「キャパシティ創出」として評価する。

影響度の基準は、**高**=3年以内に知財組織・プロセス・リスク管理の設計変更が必要になる可能性が高い、**中**=特定企業・特定業務では重要だが全体への波及には条件がある、**低**=当面は補助的、という本報告独自の評価尺度である。

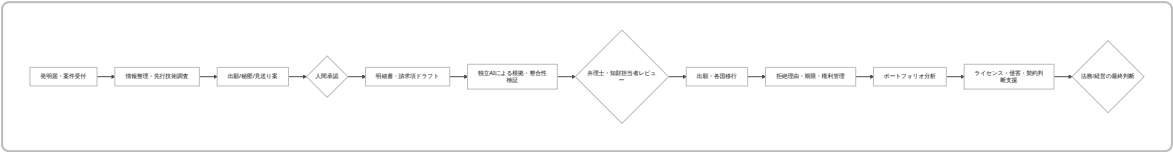
## 知財業務への適用可能性と定量インパクト

企業知財業務は、実際には「高度な法律判断」だけで構成されてはいない。大量の文書読解、検索式作成、比較、分類、要約、期限管理、定型起案、情報転記、社内問い合わせ、外部代理人との調整などが連鎖して

いる。この特徴は、目的からタスクを分解し、情報を探索し、複数ステップを実行するAIエージェントと非常に相性がよい。USPTOが2025年にAI先行技術検索のパイロットを開始し、申請者へ上位10件の潜在的先行技術問題を提示する構想を採用したことや、SimSearchを審査官の検索補助として導入したことは、特許検索がAI支援に適することを制度運営者自身が認めた例といえる。 20

EPOもAIによるCPC分類候補提示、約6,000ページの特許法・手続資料を対象とする生成AI法務検索、口頭審理等の議事録作成支援を導入している。一方で、EPOはAIを品質・効率向上手段と位置づけながら、役割・責任・手続を定めた人間中心のAIポリシーを置いている。この「AI利用の高度化と人間責任の維持」の組合せは企業知財部にも直接参考になる。 21

企業知財プロセスをNEC型エージェント組織へ落とし込むと、次のようになる。



この図で重要なのは、同じAIに「作成」と「採点」を完全に兼ねさせないことである。NEC自身もAI社員の上にAIマネージャーを置いて品質管理を行い、さらに人間側が最終統制する。知財ではこれを、**実行エージェントー検証エージェントー人間ゲート**の三段階へ発展させるべきである。 22

以下の推定レンジは、NECの特定経營業務での約86%時間削減、Noy & Zhangの専門的文書作成実験における平均40%の時間短縮・18%の品質向上、法務タスクRCTで確認された大きく一貫した速度改善をアンカーとしつつ、知財固有の検証負荷と不可逆性を考慮して保守的に割り引いた**本報告の仮説値**である。NEC知財部での実測値ではない。 23

| 知財工程       | AIエージェントが担える具体タスク                    | 人間作業時間の削減仮説 | 自律化適性 | 影響度 | 推奨対応                             |
|------------|--------------------------------------|-------------|-------|-----|----------------------------------|
| 発明受付・発明届   | 不備検知、技術要素抽出、発明者候補への追加質問、分類、類似案件検索    | 40～70%      | 高     | 高   | R&Dシステムと連携し、質問生成まで自動化。発明者認定は人が確認 |
| 先行技術・新規性調査 | 検索語・CPC生成、意味検索、引用関係追跡、文献要約、クレーム要素対応表 | 25～50%      | 中～高   | 高   | AI検索と従来DB検索を併用し、検索再現率と見落とし率を定期評価 |
| 出願判断       | 事業戦略、競合、先行技術、発明価値を統合した推薦             | 20～40%      | 中     | 高   | AIは「推薦＋根拠」を提示し、出願・秘匿・公開・見送りは人が決裁 |
| 明細書・請求項    | 発明届から構成案、実施形態、従属項候補、用語整合確認           | 20～40%      | 中     | 高   | 発明者性、サポート、実施可能要件、クレーム戦略を人間がレビュー  |
| 翻訳・外国出願    | 初訳、用語統一、ファミリー間差分、各国様式チェック            | 30～60%      | 中～高   | 高   | 技術用語辞書とクレーム用語の一貫性評価を自動化          |

| 知財工程               | AIエージェントが担える具体<br>タスク                            | 人間作業<br>時間の削<br>減仮説 | 自律<br>化適<br>性 | 影<br>響<br>度 | 推奨対応                                    |
|--------------------|--------------------------------------------------|---------------------|---------------|-------------|-----------------------------------------|
| 拒絶理由対<br>応         | OA分類、引用文献比較、論<br>点抽出、補正・意見案、類<br>似過去案件検索         | 20～40%              | 中             | 高           | 引用文献原文へのリンク<br>を必須化し、最終反論口<br>ジックは担当者承認 |
| 期限・年<br>金・権利管<br>理 | 期限抽出、ステータス同<br>期、督促、請求書照合、更<br>新候補提示             | 50～80%              | 高             | 高           | 放棄・不納付など不可逆<br>処理はAI単独実行禁止              |
| ポートフォ<br>リオ管理      | クラスタリング、重複発見、<br>利用状況・競合動向、維持/<br>放棄候補           | 30～60%              | 中～<br>高       | 高           | 特許価値スコアの説明可<br>能性と事業部確認を必須<br>化         |
| 契約レ<br>ビュー         | NDA/JDA/ライセンス条項抽<br>出、標準との差分、権利帰<br>属・保証条項警告     | 30～60%              | 中～<br>高       | 高           | プレイブックをRAG化<br>し、非標準条項を人へエ<br>スカレーション   |
| ライセンス<br>交渉        | 対象特許抽出、比較契約、<br>ロイヤルティシナリオ、交渉<br>論点整理            | 20～40%              | 中             | 中<br>～<br>高 | 金額・責任・権利範囲の<br>最終条件は人が交渉・承<br>認         |
| FTO・侵害<br>調査       | クレーム分解、製品資料と<br>のマッピング、候補特許抽<br>出、claim chart下書き | 15～35%              | 中             | 高           | 法的結論と重要な技術的<br>対応関係は二重レビュー              |
| 紛争・証拠<br>整理        | 文書分類、時系列、重複除<br>去、論点別証拠候補、ログ<br>検索               | 10～30%              | 中             | 中<br>～<br>高 | 原本性・保全状態を維持<br>し、AI生成内容と一次証<br>拠を厳格に区別  |

「権利管理」の数字が高く、「侵害・FTO」が低いのは、AIの能力差というより**失敗コストと検証コストの差**による。期限データの転記や定型通知は正誤判定がしやすい一方、クレーム解釈や均等論、無効性、侵害判断等は文脈依存性が高く、誤った自信を持つ出力が重大な経営判断に直結するためである。法的分析でAIの速度効果は大きい一方、品質改善が必ずしも一貫しなかったという実証研究とも整合する。<sup>24</sup>

例えば**20 FTEの知財組織**を仮定し、勤務時間の60%がAI支援可能な調査・起案・管理・レビュー準備業務で、その部分の人間作業時間を25～45%削減できると仮定すると、創出される能力は年間換算で**約3.0～5.4 FTE相当**となる。ただしこれは「3～5人を削減できる」という意味ではない。現実にはAIレビュー、データ整備、例外処理、ガバナンス、新たな分析需要が発生するため、特許ポートフォリオ戦略、発明発掘、経営・R&Dとの対話、ライセンス、紛争予防といった業務への再配分余地を示すシナリオである。

特に重要なのは、AIが既存作業を高速化するだけでなく、従来はコスト上できなかった**常時監視**を可能にする点である。競合特許、審査経過、標準化文書、製品発表、契約更新、発明届、期限を24時間監視し、変化があったときだけ人間へエスカレーションするモデルは、NECの「小さな変化や予兆をデータから検知し人間へ示唆する」経営コックピットの知財版と考えられる。<sup>25</sup>

## 法務・ガバナンスと証拠保全

知財部門で最大の実装リスクは、単純な「AIが間違える」ことではない。より危険なのは、**自律エージェントが間違えた状態で検索、編集、送信、登録、期限処理などの“行為”まで進めてしまうこと**である。従来のチャットAIでは誤回答が画面上で止まったが、エージェントはアクセス権を持てば業務システムへ作用でき

る。このため、NECがデータ・権限・ナレッジ・コンテキストを明示的な管理対象とし、AI活動をリアルタイムで可視化している点は、知財実務では特に重要になる。<sup>26</sup>

主要リスクを整理すると以下のとおりである。

| リスク     | 知財での具体例                          | 重大性 | 法的・実証的根拠                                                                      | 推奨統制                                          |
|---------|----------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 幻覚・虚偽引用 | 存在しない判例・特許、誤ったクレーム、誤った審査基準       | 高   | 法務LLM研究では旧世代一般モデルに少なくとも58%の幻覚。現在の企業エージェントへの直接外挿は不可 <sup>27</sup>              | 原文リンク、引用箇所、DB取得時刻を必須化。「出典なし結論」を禁止             |
| 見落とし    | 重要先行文献・競合特許を検索しない                | 高   | AI検索は補完手段としてUSPTOも運用し、「augment—not replace」と位置づける例がある <sup>28</sup>           | 従来検索との並行テスト、recall評価、検索履歴保存                   |
| 機密漏えい   | 未公開発明、M&A、侵害調査、ライセンス条件を外部モデルへ送信  | 高   | PPCは入力した個人データがサービス提供者の学習に利用されれば第三者提供となり得る点を注意喚起 <sup>29</sup>                 | 非学習契約、データ所在確認、DLP、案件別アクセス制御                   |
| 営業秘密性   | 秘密情報を無管理でAIへ投入し「秘密管理性」に影響        | 高   | 経産省は生成AI利用を踏まえて営業秘密管理指針を更新している <sup>30</sup>                                  | 情報区分とAI利用区分を一致させ、秘密指定・アクセスログを保持               |
| 無権限行為   | AIが誤って出願放棄、年金不納、外部送信、契約承認        | 高   | NEC自身も人間による最終監督・評価を残す <sup>31</sup>                                           | 最小権限、read-only初期設定、不可逆操作への多要素人間承認             |
| 発明者問題   | AI生成案をそのまま「発明」として出願し、人間寄与が不明     | 高   | JPOはAI等の機械を発明者として記載することを認めず、2025年知財高裁もAI自律発明を現行法上保護対象としない方向を示した <sup>32</sup> | 発明形成過程、人間の技術的貢献、AI利用履歴を記録                     |
| 弁護士法    | 外部AIサービスが有償で個別法律事件の法律事務を実質的に反復提供 | 中～高 | 弁護士法72条は非弁護士による一定の法律事務の業務取扱いを禁止 <sup>33</sup>                                 | 外部提供モデルは弁護士レビュー、サービス範囲、責任分界を個別審査              |
| 弁理士法    | AIまたは無資格業者が特許庁手続代理を担う設計          | 高   | 特許庁は弁理士法75条上、弁理士の専権業務を無資格者が業として行うことを禁止すると説明 <sup>34</sup>                     | 出願代理等の資格業務は弁理士等の適法な主体が担当                      |
| 証拠・再現性  | 数か月後、なぜそのFTO結論になったか再現できない        | 高   | NECもトレーサビリティ確保を組織目標としている <sup>19</sup>                                        | プロンプト、入力資料、取得文献、モデル版、ツール呼出し、出力、人間修正、承認を案件単位保存 |

| リスク     | 知財での具体例                          | 重大性 | 法的・実証的根拠                                            | 推奨統制                                   |
|---------|----------------------------------|-----|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|
| サイバーリスク | プロンプトインジェクション等でエージェントが不正な外部指示を実行 | 高   | IPAはAI固有・AI利用に伴うセキュリティ対策を政策課題として扱っている <sup>35</sup> | 外部コンテンツを命令として実行しない設計、ツール許可リスト、サンドボックス化 |

弁護士法72条については慎重な理解が必要である。企業が自社内でAIを法務・知財支援に利用しただけで直ちに「非行為」と評価される、という意味ではない。同条は「報酬を得る目的」「業として」「一般の法律事件に関する法律事務」等の要件を持つ。問題がより明確になるのは、無資格の外部事業者がAIを介して個別具体的な法律事件について法律判断・代理等を有償で反復提供するようなサービス設計である。AIサービスと72条の具体的な境界は事業形態ごとに法律専門家による確認が必要であり、現時点で一律の結論を置くべきではない。<sup>33</sup>

特許法上は、AIが発明作業へ深く入り込むほど「発明者プロベナンス」が重要になる。特許庁は願書の発明者欄についてAI等の機械を発明者として記載することを認めておらず、2025年1月30日の知財高裁判断も現行制度上の発明者・特許を受ける権利を自然人との関係で捉え、AI自律発明の保護を否定する方向を示した。したがって企業では「誰がAIへ何を与え、誰が技術的課題を設定し、どの出力を誰が選択・修正し、技術的思想を完成させたか」を発明届の段階から記録する必要性が高まる。<sup>36</sup>

日本のAI政策自体も、単純な禁止ではなく活用とリスク管理の両立を指向している。2025年の「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」は2025年6月に公布され、同年9月に全面施行された。政府は2026年にもAI政策を更新しており、エージェント型AIを踏まえて、意思決定や業務プロセス自体をAI前提で再設計する「AX」を政策課題として位置づけている。<sup>37</sup>

さらに、経済産業省・総務省系の「AI事業者ガイドライン」は2026年4月時点で第1.2版へ更新され、AIガバナンス、リスク管理、透明性等を継続的に扱っている。企業知財部でAIエージェントを導入する際は、知財部独自ルールを全社AIポリシーから孤立させず、全社のAIガバナンス、情報セキュリティ、個人情報、営業秘密管理と一体化させるべきである。<sup>38</sup>

実務上は、次の三段階リスクモデルが有効である。

| リスク層                   | 例                                         | 推奨権限                       |
|------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|
| <b>Green：可逆・低リスク</b>   | 文献要約、分類、メタデータ補完、期限通知案、定型レポート              | 条件を満たせば自律実行可。事後監査          |
| <b>Amber：専門判断を含む</b>   | OA回答案、契約redline、claim chart、先行技術評価、維持放棄推薦 | AI実行＋人間レビュー必須              |
| <b>Red：不可逆・対外的法的効果</b> | 出願・放棄、警告状、侵害/無効性最終意見、契約締結、ライセンス条件確定、訴訟提出  | AI単独実行禁止。明示的人間承認、場合により二者承認 |

とりわけ証拠保全では、完成したAI回答だけを保存しても不十分である。将来の社内監査、発明者争い、契約紛争、侵害訴訟等で説明可能性を確保するため、案件IDに紐づけて、**入力文書の版、検索クエリ、取得資料、検索日時、モデル・エージェント版、プロンプト、ツール呼出し、AI出力、検証結果、人間修正差分、承認者、外部送信・登録操作**まで保存することを推奨する。これは現行法が一律に当該ログの保存を義務づ

けているという趣旨ではなく、NECが重視するトレーサビリティを知財紛争リスクへ適用したガバナンス上の推奨である。 39

## 組織・人材・労働への影響

NEC型モデルの本質的な人材インパクトは、知財部員の数よりも**職務の粒度が変わること**である。従来一人の担当者が「発明者ヒアリング→調査→弁理士指示→ドラフト確認→出願→審査対応→維持管理」を案件単位で担当していたところ、AIエージェント環境では各工程がマイクロサービスのように分割され、専門エージェントが処理し、人間は目的設定、例外処理、品質保証、戦略判断を行う形へ変わる可能性が高い。これはNECが業務ニーズごとにAI社員を生成し、ジョブディスクリプションを割り当てる方式から導かれる組織的示唆である。 31

厚生労働省の雇用政策研究会報告でも、生成AIは仕事の「職種」を一括して消すというより、仕事内容を構成する**タスクを変化させ、労働者の役割を変える**ものとして整理されている。同報告は生成AIの回答が必ずしも正しいとは限らず、結果を評価する能力が重要であり、最終的な意思決定・評価を人間が行う必要性を指摘している。これは企業知財に特に当てはまりやすい。 40

同報告はまた、AI導入について専門部署を設け、現場と継続的にコミュニケーションすること、AIが担うタスクと人間が担うタスクを整理すること、新たなテクノロジー導入に伴う職務変化について労使で十分に議論することを提唱している。NECの「AI Workforce部門」は、この政策的提言を大規模企業で具体化した一つの形と見ることもできる。 41

知財部における職務再設計は、概ね次の方向になると考えられる。

| 従来比で縮小しやすいタスク   | 拡大する人間タスク          | 新たに必要になる役割                  |
|-----------------|--------------------|-----------------------------|
| 文献の一次読み、要約、定型検索 | 発明の本質・事業価値の把握      | IP AI Product Owner         |
| メタデータ転記、定型メール   | 研究者・事業部との対話        | 知財データ・ナレッジ管理者               |
| OAの論点抽出         | クレーム戦略、補正方針        | AI成果物Evaluator              |
| NDA等の標準条項確認     | 非標準リスクの交渉          | 契約プレイブック設計者                 |
| ポートフォリオの定型集計    | 競争戦略、技術ロードマップとの統合  | IP Intelligence Strategist  |
| 文書の第一次分類        | AI例外処理、監査、red-team | AI Governance / Assurance担当 |

したがって、今後の優秀な知財担当者には「プロンプトを書く能力」だけでは足りない。むしろ重要なのは、**良い問いを設定する、AIが参照すべき一次資料を定義する、法的・技術的誤りを発見する、モデルが不得意な状況を判断する、エージェントへ適切な権限を設定する、出力を経営判断へ翻訳する能力**である。厚生労働省もAI時代に結果を検証する能力と、人間が高付加価値を生むタスクの深化を重視している。 42

教育体系としては、知財専門知識、AIリテラシー、データ・セキュリティ、AI評価の4領域を統合する必要がある。特に若手に「最初からAIに完成案を作らせる」だけでは、将来AI出力を監督するための基礎的な調査・起案能力が形成されにくい可能性がある。この点は現在の実証研究だけで確定しているわけではないが、法務RCTで低スキル参加者ほどAIによる品質改善が大きかったことと、AI利用時でも品質改善自体は一貫していなかったことから、**速度向上と専門家育成を別KPIとして管理する必要がある**との示唆が得られる。 24

労働法・人事制度面では、「AIを入れる」こと自体より、その結果として人間の担当範囲、責任、評価、配置、必要スキルが変更される点が重要になる。厚生労働省は、新技術導入によってタスクと労働者の役割が大きく変わるため、労使コミュニケーションを行い、望ましい導入方法や導入後の高付加価値な役割を議論すべきとしている。具体的な異動、職務等級、評価、賃金、就業規則変更等についてどの法的手続きが必要かは各社の制度と変更内容によるため、本報告では**未指定・個別検討事項**とする。 <sup>41</sup>

人員面で最も避けるべきなのは「AI導入＝即座に知財人員削減」という目標設定である。削減目標を先に置くと、担当者にはAI改善ノウハウを共有しないインセンティブが働き得る。NEC自身がAIを「代替」よりも人間の能力を拡張する「増力」と位置づけ、厚労省も生産性向上だけでなく、新たな高付加価値業務、教育、ウェルビーイングを重視していることを踏まえると、最初のKPIは「削減人数」ではなく**処理能力、リードタイム、戦略業務比率、品質、従業員スキル、事故率**とする方が整合的である。 <sup>43</sup>

## 競争・市場・国内外事例と学術的示唆

NECの事例を孤立した特殊例とみなすことは難しい。国内では、SoftBankが従業員による大量のAIエージェント開発を促進し、2025年には短期間で約250万エージェントが作成されたと発表、その後外部企業向けのAX支援にも展開した。富士通も2024年に「Kozuchi AI Agent」を発表し、会議へ参加するAIエージェントを組織メンバーとして扱い、法務等の専門エージェントへの展開構想を示した。 <sup>44</sup>

Panasonic ConnectはAI利用を単に現場任せにせず、法務・知財と情報セキュリティ等が連携するガバナンス体制を構築している。日立は既に特許情報をAIで分析するサービスを提供している。これらを合わせると、日本企業では「全社員向けAI」「専門エージェント」「AIガバナンス」「知財情報AI」の構成要素が別々に実装されてきており、NECの新部署はそれらを**組織単位に束ねた一段進んだモデル**と評価できる。 <sup>45</sup>

| 事例                    | 時期      | 特徴                                         | 知財部門への示唆                                               |
|-----------------------|---------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| NEC                   | 2026    | 4階層のAI自律型部門、人が最終統制                         | AIエージェントを「ツール」でなく組織資本として管理 <sup>19</sup>               |
| SoftBank              | 2025～26 | 社員単位で大量のAIエージェントを開発、外部AX支援へ展開              | 現場知識を大量の専門エージェントへ変換する競争が起こり得る <sup>46</sup>            |
| Fujitsu               | 2024～   | 会議参加型AI Agent、専門業務エージェント構想                 | 知財会議・発明審査会にもAI参加者を置くモデルが現実的 <sup>47</sup>              |
| Panasonic Connect     | 2025    | 法務・知財、セキュリティ等がAIガバナンスを横断支援                 | 知財部はAI利用者だけでなく全社AIガバナンスの担い手になる <sup>48</sup>           |
| JPO                   | 2020年代～ | AI活用アクションプラン、2026年AIビジョン                   | 審査行政側もAI前提へ移行し、企業側の応答速度・データ品質への要求が上がる可能性 <sup>49</sup> |
| USPTO                 | 2025～26 | AI先行技術検索、SimSearch、agentic AIによる § 101評価支援 | 検索・審査論点抽出は公的機関レベルでもエージェント化が進行 <sup>3</sup>             |
| EPO                   | 2023～26 | AI分類、特許法検索、議事録支援、人間中心AIポリシー                | AI導入と同時に説明責任・人間責任を制度化 <sup>50</sup>                    |
| A&O Shearman / Harvey | 2022～25 | 3,500人超の弁護士へ生成AI導入後、複雑な法律業務用agentic AIを商品化 | 専門家ノウハウそのものをAIエージェント製品として販売する市場が成立し始めている <sup>51</sup> |

A&O Shearmanのケースは知財サービス市場を考える上で特に重要である。同事務所は2023年に3,500人超の弁護士へHarveyを展開し、その後2025年には複数ステップで複雑な法律業務を処理する専門エージェントをHarveyと共同開発し、内部だけでなく企業や他法律事務所へもサブスクリプションまたは従量方式で提供すると発表した。これは、専門家の価値が「1時間の作業」だけではなく、**専門家の判断ロジックを組み込んだソフトウェア資産**として販売され始めたことを示している。 52

この流れが特許事務所・知財サービス市場へ波及する場合、先行技術検索、分類、翻訳、定型OAドラフト、契約一次レビュー等は価格競争が強まり、外部専門家の価値は、①難しいクレーム戦略、②訴訟・ライセンス交渉、③技術・事業を統合した判断、④AI成果物の保証・検証、⑤高品質な専門ナレッジと評価データ、⑥企業AIとの安全なAPI連携へ移る可能性が高い。これは現時点の市場実績を断定するものではなく、NECによる方法論の外販、A&Oによる法律エージェントの商品化、公的特許庁の検索AI化から導く**本報告の市場構造上の推論**である。 53

その結果、企業側の外部事務所選定基準も変わると予想される。単なる「時間単価」ではなく、AIを含めた案件リードタイム、成果物の一次合格率、引用根拠のトレーサビリティ、クライアントデータの学習利用有無、モデル・データ所在、セキュリティ認証、企業側エージェントとのAPI接続、AI利用時の責任分界などが重要な購買条件になると考えられる。

学術的には、AIの生産性効果について一定の肯定的証拠が存在する。NoyとZhangのScience掲載RCTでは、453人の専門職を対象とした文書作成タスクで、生成AI利用により平均所要時間が**40%減少し、品質が18%向上**した。もっとも、対象は特許実務ではなく一般的な専門文書作成であるため、数字の直接転用はできない。 54

より法務に近いChoi、Monahan、SchwarczのMinnesota Law Review掲載研究では、法学生に現実的な法律タスクをランダムに割り当て、GPT-4の有無を比較した結果、AIは**作業速度を大きく一貫して向上させた一方、法的分析の品質改善は小さく不均一**であった。低スキル群に品質向上が大きい傾向も観察された。この結果は、「AIを導入すれば専門家の品質が自動的に上がる」のではなく、「同じ品質の仕事を速くする」効果の方が確立しやすいことを示唆する。 24

逆にDahlらのJournal of Legal Analysis掲載研究は、GPT-4を含む当時の一般向けLLMへ米国連邦判例に関する検証可能な質問をした場合、58～88%で法的幻覚が生じると報告した。現在のモデル、RAG、専用法律DB、引用検証エージェントを備えたシステムはこの実験条件と異なるため、この率を2026年の企業システムのエラー率とはみなせない。しかし、**生成文章の流暢さが法律上の正確性を保証しないことを定量的に示した研究**として、知財ガバナンス上の重要性は高い。 55

以上から、現在の学術的証拠が支持するのは「AIは専門職を丸ごと代替する」という強い命題ではなく、**特定タスクでは大幅な時間短縮を実現できる一方、品質・正確性・責任の確保には専門家による設計と検証が必要である**という、より限定された命題である。厚生労働省も同様に、生成AIは生産性向上の可能性を持つが、結果の検証と人間による最終判断が重要と整理している。 56

競争上のインパクトは高と評価する。理由は、AIモデル自体は複数社から調達可能になっても、各企業が長年蓄積した発明評価基準、出願方針、過去OA、クレーム戦略、契約プレイブック、ライセンス判断、失敗事例等を安全で検索可能な形に構造化し、エージェントが利用できる企業は限られるからである。したがって、差別化資産はLLMそのものから**「企業固有の知財ナレッジ+評価データ+業務プロセス」**へ移る可能性が高い。NECが「個人ではなく組織全体にAIの知見・IQを蓄積する」ことを明示している点は、この見方を強く支持する。 19

## 実務ロードマップとKPI

企業知財部がNEC型モデルを採用する際、最初から「AIだけの知財部署」を作るのは推奨しない。NEC自身も1か月の社内実証を経て正式設置しており、しかも人間による最終統制を保持している。知財では法的効果、秘密情報、期限、対外コミュニケーションが絡むため、より段階的なゲート方式が適切である。 <sup>1</sup>

| 時期         | 優先度  | 主要施策                                      | 導入対象                                 | Go/No-Goの考え方                           |
|------------|------|-------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| 短期：0～6か月   | 最優先  | 業務棚卸し、リスク分類、AIポリシー、データ分類、ログ設計、ベースラインKPI測定 | 発明届整理、文献要約、検索支援、契約条項抽出、期限通知          | Green業務で品質・セキュリティ基準を満たすまで外部実行権を付与しない   |
| 中期：6～18か月  | 高    | RAG、IP管理システム、DMS、特許DB等を統合し、複数エージェントを連携    | 発明受付→調査→ドラフト、OA受付→分析→回答案、NDA/JDAレビュー | end-to-endで品質、リードタイム、事故、コストが人手基準を上回ること |
| 長期：18～36か月 | 中～高  | AI部門長/AIマネージャー相当の統合管理、常時モニタリング、自律改善       | ポートフォリオ管理、競合監視、ライセンス準備、FTO支援         | Amber領域を拡張。ただしRed領域の最終人間承認を維持          |
| 成熟期：36か月以降 | 条件付き | 「IP AI Workforce」を正式なデジタル組織資本として予算・評価管理   | 複数国・複数事業の知財業務横断                      | 法制度・モデル能力・監査成績を見て自律権限を個別拡大             |

**短期に最優先すべきなのはAIモデル選定ではなく、業務とデータの棚卸しである。**各タスクについて「入力データ」「現在工数」「成果物」「誤りの許容度」「最終責任者」「不可逆性」「資格業務の有無」「秘密度」「個人情報の有無」「必要システム権限」を記録する。これにより、AIを入れやすい作業ではなく、**AIを入れても事故時の損失を制御できる作業**から始められる。

短期パイロットの推奨第一候補は、発明届の形式チェック・追加質問生成、先行技術検索支援、OAの論点分類、契約条項抽出、ポートフォリオ定型レポートである。いずれも、人間が比較的容易に正解を確認でき、誤りが即座に対外的法的効果を生みにくい。

中期には「単機能AI」から「案件エージェント」へ移る。例えば拒絶理由通知であれば、①メール・IP管理システムからOAを取得、②期限を抽出、③引用文献を取得、④独立請求項との対応を作成、⑤過去類似案件を検索、⑥回答選択肢を作成、⑦独立検証エージェントが引用と論理を確認、⑧担当弁理士・知財担当者へ承認依頼、までを一本のワークフローにする。この段階が、チャットAIからNEC型「AI Workforce」への実質的な転換点となる。NECも、AI社員単独ではなくAIマネージャー、AIボード、統合コックピットを置いている。

15

長期には、知財版「AI部門長」を置き、全AIエージェントの案件数、滞留、コスト、品質、エラー、エスカレーション、権限使用状況を一元管理することが考えられる。これはNECの統合マネジメントコックピットを直接参考にできる。 <sup>57</sup>

KPIは少なくとも生産性、品質、リスク、経済性、人材の五群に分けるべきである。

| KPI群     | 候補指標                                                    | 特に重要な読み方                         |
|----------|---------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 生産性      | 案件リードタイム、human touch time、1 FTE当たり処理件数、バックログ            | AI処理速度でなく <b>人間が実際に使った時間</b> を見る |
| 品質       | First-pass acceptance率、手戻り率、引用正確率、重要事実誤り/100案件、検索recall | 「文章が良い」ではなく実務上の正誤を測る             |
| リスク      | 重大AI事故数、無権限操作数、期限ミス、機密漏えい、誤った対外送信                       | 重大Red事故は原則ゼロ目標                   |
| トレーサビリティ | 出典付き主張率、入力～最終判断の再現可能率、完全ログ率                             | 法的結論は一次ソースまで遡れること                |
| 経済性      | 1案件当たりAI費用、外注費、レビュー費、再作業費、AIインフラ費                       | トークン費だけでなくQAコストを含める              |
| 自律性      | 自律完了率、エスカレーション率、人間override率                             | 高ければ良いとは限らず、適切なエスカレーションを評価       |
| 戦略効果     | 戦略業務時間比率、発明者面談数、事業部支援件数、ライセンス機会発見数                      | 創出時間が高付加価値へ転換されたかを見る             |
| 人材       | AI評価能力認定率、研修完了率、AI利用者満足度、若手の基礎能力評価                      | AI依存で専門能力が空洞化していないか確認            |

特に「自律完了率」を単独で最大化してはいけない。優れた法務・知財AIとは、何でも自分で処理するAIではなく、**自信のない案件、重要案件、権限不足案件を正しく人間へ渡せるAI**である。NECでも、AI組織内で解決できないデータ・権限・ナレッジ・コンテキスト上の問題を人間へリクエストする設計になっている。 22

経営層への投資提案では「人を何人減らせるか」ではなく、例えば「OAの平均human touch timeを40%削減」「発明届から一次評価までを5営業日から2営業日」「契約一次レビューを24時間以内」「重大期限ミス0件」「法的・技術的主張の一次資料トレーサビリティ100%」「知財担当者の戦略業務比率を30%から50%へ」といった形で表現する方が、NECの「AI資本による人間能力の増力」という考え方とも整合する。具体的な目標値は各社の現状値を測定して設定すべきであり、ここに示した数値例は**推奨KPI設計例であって業界標準ではない**。 19

最終的な優先順位は、**P0：ガバナンス・データ・権限・ログ、P1：低リスク高頻度業務、P2：複数工程のエージェント化、P3：知財AI組織化、P4：高リスク判断の限定的自律化**とすることを推奨する。特にP0を飛ばしてP2～P3へ進むと、AIによって誤りの「生成速度」だけでなく「実行速度」まで上がるため、知財部門にとっては逆効果になり得る。

したがって、NECのニュースから企業知財が学ぶべきことは「17人のAI社員を作る」こと自体ではない。**人間の職務と同様に、AIにもジョブディスクリプション、権限、上司、品質基準、予算、教育、監査、エスカレーション経路を与え、それらを組織として統制することである**。知財業務は検索・文書・期限・契約・判断が密接に連結するため、この組織化の恩恵を受けやすい反面、一つの誤りが権利喪失や紛争へつながる。その意味で、知財部門はNEC型AI Workforceの有望な適用先であると同時に、最も厳格なガバナンスを必要とする適用先の一つである。 58

## 主要参考資料

今回の事実確認では、NEC一次資料を最上位に置き、日本語主要報道、政府・特許庁資料、海外公的機関、査読・学術資料の順で相互確認した。特に「17人」とNEC公式の「動的生成」の違い、またNECの約7分の1という実証値と知財業務の推定値を混同しないよう区別した。

| 分類      | 主要資料                                                               | 本報告での用途                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| NEC一次資料 | NEC「AIネイティブカンパニーへの変革に向け…AI自律型組織を新設」2026年8月10日 <sup>19</sup>        | 設置日、4階層、人間統制、クライアントゼロ、外部提供方針   |
| NEC一次資料 | 「コーポレートAI・Workforce部門 詳細」 <sup>59</sup>                            | AI部門長、AIボード、マネージャー、社員、可視化・管理方法 |
| 主要日本語報道 | ITmedia AI+、2026年8月10日 <sup>18</sup>                               | NEC発表の第三者確認、実証結果               |
| 主要日本語報道 | 日本経済新聞公式SNS見出し <sup>60</sup>                                       | 「17人」という報道表現の確認                |
| 日本政府    | AI法、内閣府 <sup>61</sup>                                              | 国内AI政策・制度環境                    |
| 日本政府    | 個人情報保護委員会「生成AIサービスの利用に関する注意喚起」 <sup>29</sup>                       | AIへの個人データ入力リスク                 |
| 日本政府    | 経産省「営業秘密管理指針」関連資料 <sup>30</sup>                                    | 未公開発明・営業秘密管理                   |
| 特許庁     | 「発明者等の表示について」 <sup>62</sup>                                        | AI発明者問題                        |
| 裁判・制度   | 2025年DABUS関連知財高裁資料・解説 <sup>63</sup>                                | AI自律発明と発明者性                    |
| 労働政策    | 厚生労働省・雇用政策研究会資料 <sup>64</sup>                                      | タスク変化、スキル、人材育成、労使コミュニケーション     |
| 海外特許庁   | USPTO ASAP!/SimSearch/agentive AI <sup>3</sup>                     | 特許検索・審査へのAI適用事例                |
| 海外特許庁   | EPO AI検索・分類・議事録・AIポリシー <sup>65</sup>                               | AI活用と人間中心ガバナンスの比較              |
| 法律サービス  | A&O Shearman / Harvey <sup>51</sup>                                | 大規模法律実務・agentive AIの商品化事例      |
| 査読研究    | Noy & Zhang, Science, 2023 <sup>66</sup>                           | 専門文書業務の時間・品質効果                 |
| 学術研究    | Choi, Monahan & Schwarcz, Minnesota Law Review, 2024 <sup>24</sup> | 法律タスクにおけるAIの速度・品質効果            |
| 査読研究    | Dahl et al., Journal of Legal Analysis, 2024 <sup>27</sup>         | 法務分野における幻覚・検証リスク               |

総合的な実務判断として、企業知財部が2026～2029年に備えるべきテーマは「生成AI利用規程」の整備だけでは足りない。次に必要なのは「AIエージェントを誰として、何を任せ、どこまで権限を与え、誰がその仕事を監督し、何を証拠として残すか」を定義する「デジタル組織設計」である。NECの新部署は、その転換が日本の大企業で実運用段階へ入り始めたことを示す重要な先行事例と評価できる。 <sup>5</sup>

- 
- 1 5 6 14 19 39 43 53 58 NEC、AIネイティブカンパニーへの変革に向け、大手企業で初めて、人と共創するAI自律型組織を新設 (2026年8月10日): プレスリリース | NEC  
[https://jpn.nec.com/press/202608/20260810\\_01.html](https://jpn.nec.com/press/202608/20260810_01.html)
- 2 60 AIエージェント「17人」で新部署 無人組織が業務自動化を推進  
[https://x.com/nikkei/status/2086545013442269479?utm\\_source=chatgpt.com](https://x.com/nikkei/status/2086545013442269479?utm_source=chatgpt.com)
- 3 7 20 USPTO launches new AI Pilot for pre-examination utility ...  
[https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-ai-pilot-pre-examination-utility-application-search?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-ai-pilot-pre-examination-utility-application-search?utm_source=chatgpt.com)
- 4 24 Lawyering in the Age of Artificial Intelligence  
[https://scholarship.law.umn.edu/minnrev/vol109/iss1/3/?utm\\_source=chatgpt.com](https://scholarship.law.umn.edu/minnrev/vol109/iss1/3/?utm_source=chatgpt.com)
- 8 16 18 23 NEC、部門長から社員まで「全員AI」の新組織 - ITmedia AI+  
<https://www.itmedia.co.jp/aipplus/article/2608/10/2000000484/>
- 9 33 弁護士法  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/00519490610205.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00519490610205.htm)
- 10 40 41 42 56 64 mhlw.go.jp  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001278634.pdf>
- 11 44 46 わずか2カ月半で250万超のAIエージェントを作成。全社員が身 ...  
[https://www.softbank.jp/sbnews/entry/20251204\\_01?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.softbank.jp/sbnews/entry/20251204_01?utm_source=chatgpt.com)
- 12 52 A&O Shearman and Harvey to roll out agentic AI ...  
[https://www.aoshearman.com/en/news/ao-shearman-and-harvey-to-roll-out-agentic-ai-agents-targeting-complex-legal-workflows?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.aoshearman.com/en/news/ao-shearman-and-harvey-to-roll-out-agentic-ai-agents-targeting-complex-legal-workflows?utm_source=chatgpt.com)
- 13 15 17 22 25 26 31 57 59 jpn.nec.com  
<https://jpn.nec.com/press/202608/images/1001-01-01.pdf>
- 21 50 launch of groundbreaking AI-powered legal search tool  
[https://www.epo.org/en/news-events/news/myepo-services-launch-groundbreaking-ai-powered-legal-search-tool?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.epo.org/en/news-events/news/myepo-services-launch-groundbreaking-ai-powered-legal-search-tool?utm_source=chatgpt.com)
- 27 55 Profiling Legal Hallucinations in Large Language Models  
[https://academic.oup.com/jla/article/16/1/64/7699227?utm\\_source=chatgpt.com](https://academic.oup.com/jla/article/16/1/64/7699227?utm_source=chatgpt.com)
- 28 Another USPTO AI-assisted examination tool ready for ...  
[https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/another-uspto-ai-assisted-examination-tool-ready-prime-time?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/another-uspto-ai-assisted-examination-tool-ready-prime-time?utm_source=chatgpt.com)
- 29 生成AIサービスの利用に関する注意喚起-個人情報保護委員会-  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/generativeAI\\_notice\\_leaflet2023.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/generativeAI_notice_leaflet2023.pdf)
- 30 営業秘密管理指針  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa7/05-2\\_250624\\_METI.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa7/05-2_250624_METI.pdf?utm_source=chatgpt.com)
- 32 62 発明者等の表示について  
[https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumeimei.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumeimei.html?utm_source=chatgpt.com)
- 34 弁理士について | 経済産業省 特許庁  
[https://www.jpo.go.jp/news/benrishi\\_about/index.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.jpo.go.jp/news/benrishi_about/index.html?utm_source=chatgpt.com)
- 35 AIセキュリティ | 社会・産業のデジタル変革  
[https://www.ipa.go.jp/digital/ai/security/index.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.ipa.go.jp/digital/ai/security/index.html?utm_source=chatgpt.com)

36 63 i Patent Right Date January 30, 2025 Court Intellectual ...

[https://www.courts.go.jp/ip/eng/assets/ip/eng/chizai\\_en/chizai\\_en-pdf-3624.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.courts.go.jp/ip/eng/assets/ip/eng/chizai_en/chizai_en-pdf-3624.pdf?utm_source=chatgpt.com)

37 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（ＡＩ法） - 科学技術・イノベーション - 内閣府

[https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_act/ai\\_act.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html)

38 AI事業者ガイドライン

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/20260331\\_report.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html?utm_source=chatgpt.com)

45 48 「ConnectAI」が変える働き方。パナソニック コネクトが描く

[https://connect.panasonic.com/jp-ja/gemba/article/connect-ai-kawano-mukaino?utm\\_source=chatgpt.com](https://connect.panasonic.com/jp-ja/gemba/article/connect-ai-kawano-mukaino?utm_source=chatgpt.com)

47 AIが人と協調して自律的に高度な業務を推進する ...

[https://pr.fujitsu.com/jp/news/2024/10/23.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://pr.fujitsu.com/jp/news/2024/10/23.html?utm_source=chatgpt.com)

49 特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・ ...

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai\\_action\\_plan/ai\\_action\\_plan-fy2025.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html?utm_source=chatgpt.com)

51 A&O announces exclusive launch partnership with Harvey

[https://www.allenoverly.com/en-gb/global/news-and-insights/news/ao-announces-exclusive-launch-partnership-with-harvey?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.allenoverly.com/en-gb/global/news-and-insights/news/ao-announces-exclusive-launch-partnership-with-harvey?utm_source=chatgpt.com)

54 66 Experimental evidence on the productivity effects of ...

[https://www.science.org/doi/10.1126/science.adh2586?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.science.org/doi/10.1126/science.adh2586?utm_source=chatgpt.com)

61 e-Gov 法令検索

<https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>

65 5. The use of artificial intelligence

[https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2026/foreword\\_5.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2026/foreword_5.html?utm_source=chatgpt.com)